

水道水質検査計画書

令和 8 年度

南九州市 水道課

目 次

①	水質検査計画に関する基本方針	1
②	水源位置図	2
③	水道施設の概要	3
④	水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況	6
⑤	採取地点、検査項目、検査頻度及びその理由	16
⑥	水質検査方法	20
⑦	臨時の水質検査	20
⑧	水質検査の自己／委託の区別	20
⑨	水質検査計画及び結果公表の方法	21
⑩	その他の留意事項	22

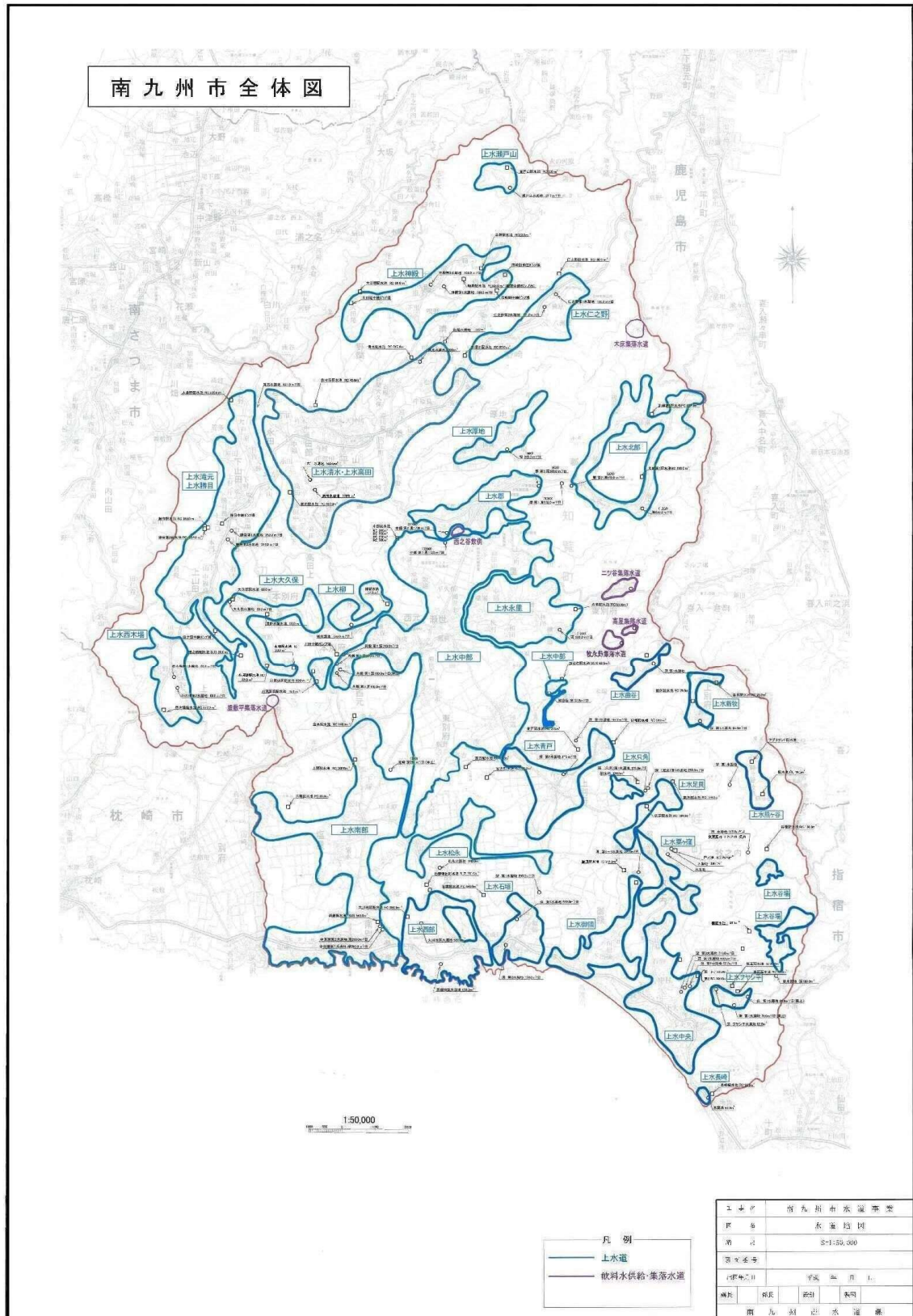
【添付資料】

水道水質検査計画
令和8年度水質検査採水計画

1 水質検査計画に関する基本方針

- (1) この計画は、水道水の水質の管理強化を図ることにより水道水源の安全を確保し市民に安全で安心な水を安定的に供給するために、水道法に基づき策定するものである。
計画策定にあたっては、需要者の声を反映させるとともに、水質検査の結果等についても広く市民に公開し、水道水質の現況に対する理解と今後の水道水源の保全に対する協力を求めるものである。
- (2) 検査地点は、水道法で検査が義務付けられている給水栓での検査に加え、各水源とする。
- (3) 検査項目は、水質基準項目及び水源の状況を把握するのに必要な項目とする。
- (4) 検査項目の省略については原則として行わないが、省略可能項目については、制限周辺に汚染原因となる施設が存在せず、かつ過去の水質検査に基づき、検査回数が増減を行うこととする。ただし、検査回数を減とした場合でも監視を行う必要があるため3年に1回は検査を実施し安全性の確認を行う。
- (5) 浄水の水質検査頻度については、水道法に基づき、毎日検査、月1回検査及び3ヶ月に1回行う省略不可項目検査を行うこととする。

2 水源位置图



3 水道施設の概要

【川辺地区】

	名称	供用開始	水源の種類	浄水方法		給水区域	計画給水人口	1日最大給水量	備考
南九州市上水道	清水・高田	昭和43年	地下水	深井戸 /湧水	塩素 滅菌	川辺町平山、川辺町田部田、川辺町永田、川辺町高田（鉄山及び菊原を除く。）、川辺町宮、川辺町小野、川辺町今田、川辺町尚添、川辺町野崎（楠原を除く。）、川辺町清水（市崎野、小崎、馬立、田代上、田代中、田代下、仁之野上及び仁之野下を除く。）、川辺町古殿、及び川辺町野間（大田尾を除く。)	13,000人	5,850m ³	
	柳・大久保・西木場・勝目・滝元・神殿・仁之野・瀬戸山	昭和49年	地下水	深井戸 /湧水 /浅井戸	塩素 滅菌	川辺町本別府、川辺町神殿（尾松及び神之下を除く。）、川辺町下山田（原田の一部を除く。）、川辺町中山田、川辺町上山田（屋敷平を除く。）、川辺町清水（市崎野、仁之野上、仁之野下、田代上、田代中及び田代下）、川辺町野間（大田尾）、川辺町高口（菊原及び鉄山）、川辺町野崎（楠原）	4,370人	1,955m ³	旧25年 変更認可 （複数の簡易水道を1上水道に統合） 旧18年 変更認可 （複数の簡易水道を1簡易水道に統合）

【知覧地区】

	名称	供用開始	水源の種類	浄水方法	給水区域	計画給水人口	1日最大給水量	備考	
南九州市上水道	北部	昭和56年	地下水	深井戸/ 湧水	塩素 滅菌	知覧町郡（手裏、池之河内、後岳北、後岳南、後岳下、桑代、小田代）、知覧町永里（池之河内、桑代）	1,000人	600m ³	H25年 変更認可 （複数の簡易水道を1上水道に統合）
	郡	昭和26年	地下水	深井戸/ 湧水	塩素 滅菌・ 除マンガン	知覧町郡（河上、上郡上、上郡中、上郡町、本町、城馬場、水垂、中郡北、中郡町、中郡南、楠元、打越、ウッドタウン、平成、下郡北、下郡南）	4,350人	1,500m ³	H25年 変更認可 （複数の簡易水道を1上水道に統合） S61年 変更認可 H23年 軽微変更届
	厚地	昭和62年	地下水	深井戸	塩素 滅菌	知覧町厚地	700人	245m ³	H25年 変更認可 （複数の簡易水道を1上水道に統合）
	中部	昭和29年	地下水	深井戸/ 湧水	塩素 滅菌・ 除マンガン	知覧町郡（内出口、新町、瀬世中、平久保）、知覧町永里（打出口、上之町、堤之原、山仁田）知覧町東別府（加治佐、浮辺、飯野、塗木）知覧町西元（塗木、瀬世中、瀬世下、瀬世町、上別府、平久保、霧出、昭和、川床、善通、立山、松久保、共親）、知覧町瀬世（瀬世中、瀬世上、瀬世下、瀬世町、昭和）頭娃町上別府源川	4,900人	2,850m ³	H25年 変更認可 （複数の簡易水道を1上水道に統合） H18年 変更認可 H20年 軽微変更届
	南部	昭和29年	地下水	深井戸/ 湧水	塩素 滅菌・ 除マンガン	知覧町西元（東垂水、西垂水、下塚）、知覧町東別府（下塚、上木原、中木原）、知覧町南別府（松山、仁田尾、中渡瀬、門之浦、松ヶ浦、竹迫、東塩屋、西塩屋）、知覧町塩屋（下塚、松山、菊永、人隣、東塩屋、西塩屋）	3,050人	1,500m ³	H25年 変更認可 （複数の簡易水道を1上水道に統合） H23年 変更認可
	永里	昭和38年	地下水	深井戸	塩素 滅菌	知覧町東別府（横井場、林川、中須、梶場、迫瀬戸山、松村）、知覧町永里（横井場、樋与上、中福良、和田、松村、横峯）、知覧町瀬世（梶場、松村、横峯）	1,300人	580m ³	H25年 変更認可 （複数の簡易水道を1上水道に統合） H13年 変更認可

【穎娃地区】

	名称	供用開始	水源の種類	浄水方法		給水区域	計画給水人口	1日最大給水量	備考
南九州市上水道	松永	昭和58年	地下水	深井戸	塩素 滅菌・ 除マン ガン	穎娃町別府（耳原上、耳原下、小原、松永）、穎娃町上別府（飯伏）	650人	260m ³	H25年 変更認可 （複数の簡易水道を上水道に統合） H18年 変更認可
	御領	昭和54年	地下水	湧水	塩素 滅菌	穎娃町御領（木之元、坂上、下出、川原園、奥崗、上出、鶴田、山下、小長田、東馬渡、西馬渡、矢越）	2,100人	145m ³	
	中央	平成1年	地下水	深井戸	塩素 滅菌	穎娃町郡（鬼口、前原、浜村、下大久保、上大久保、平丹花、籠1、籠2、籠3、籠4）、穎娃町牧之内（三俣、高取、下門、中村、水之元、東春向、南春向、西春向、山脇、下崗、伊瀬知、赤崎）	3,800人	1,431m ³	H16年 変更認可
	西部	平成13年	地下水	深井戸	塩素 滅菌	穎娃町別府（東水成川、南組、岡村、東大川、南大川、北大川、西大川、蓮子、摺木）	2,380人	1,190m ³	H15年 変更認可
	石垣	昭和30年	地下水	深井戸/ 湧水	塩素 滅菌・ 除マン ガン	穎娃町別府（吉崎、福留、石垣、鶴成、次下）	1,900人	650m ³	H15年 変更認可
	青戸	昭和63年	地下水	深井戸	塩素 滅菌	穎娃町上別府（折尾、加治佐、青戸上、青戸中、青戸下、尾曲）	1,730人	584m ³	S62年 変更認可
	足貝	平成元年	地下水	深井戸	塩素 滅菌	穎娃町牧之内（一氏、雪丸）、穎娃町上別府（上瀬）	890人	255m ³	
	長崎	昭和55年	地下水	深井戸	塩素 滅菌	穎娃町郡（長崎）	370人	98m ³	
	只角	平成15年	地下水	深井戸	塩素 滅菌	穎娃町上別府（只角）	290人	105m ³	H16年 変更認可
	谷場	昭和58年	地下水	深井戸	塩素 滅菌	穎娃町郡（椿山、瀬谷、小田） 穎娃町牧之内（谷場）	570人	275m ³	H24年 変更認可
	粟ヶ窪	昭和54年	地下水	深井戸	塩素 滅菌	穎娃町牧之内（永谷、飯山、佃、粟ヶ窪、牧瀬）	950人	380m ³	
	ヲヤシ平	昭和52年	地下水	深井戸	塩素 滅菌	穎娃町郡（浦芝原、志戸、山下）	275人	82m ³	H20年 変更認可
	新牧	平成8年	地下水	深井戸	塩素 滅菌	穎娃町上別府（新牧）	150人	64m ³	H20年 変更認可
	熊ヶ谷		地下水	深井戸	塩素 滅菌	穎娃町牧之内（熊ヶ谷）	100人		
曲谷	昭和63年	地下水	深井戸	塩素 滅菌	穎娃町上別府（曲谷）	95人	18m ³		

4 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況

南九州市上水道

①川辺地区

清水区域			
浄水場	水源名	原 水	浄 水
清水 浄水場	岩屋 水源	<p>(状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・細菌類は検出される。 ・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は基準値(10mg/L)の2割程度で推移している。 ・フッ素及びその化合物は他の水源より高めで推移している。 ・蒸発残留物は基準値(500mg/L)の3割程度で推移している。 <p>(対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滅菌処理のみ。 	<p>(状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は基準値(10mg/L)の2～4割程度で推移している。 ・蒸発残留物は基準値(500mg/L)の3～4割程度で推移している。 <p>(管理上の問題点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素と蒸発残留物については、経過観察。
	水元 水源	<p>(状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・細菌類は検出される。 ・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は基準値(10mg/L)の3割程度で推移している。 ・蒸発残留物は基準値(500mg/L)の3～4割程度で推移している。 <p>(対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滅菌処理のみ。 	
高田区域			
浄水場	水源名	原 水	浄 水
高田 浄水場	高田 水源	<p>(状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・細菌類は検出される。 ・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は基準値(10mg/L)の3割程度で推移している。 ・フッ素及びその化合物は基準値(0.8mg/L)の1～3割程度で推移している。 ・蒸発残留物は基準値(500mg/L)の3割程度で推移している。 <p>(対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滅菌処理のみ。 	<p>(状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は基準値(10mg/L)の3～4割程度で推移している。 ・ヒ素及びその化合物は基準値(0.01mg/L)の1～2割程度で推移している。 ・フッ素及びその化合物は基準値(0.8mg/L)の2～3割程度で推移している。 ・蒸発残留物は基準値(500mg/L)の3～4割程度で推移している。 <p>(管理上の問題点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素とヒ素及びその化合物とフッ素及びその化合物と蒸発残留物については、経過観察。
	六丁 水源	<p>(状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は基準値(10mg/L)の3割程度で推移している。 ・フッ素及びその化合物は基準値(0.8mg/L)の2～3割程度で推移している。 ・蒸発残留物は基準値(500mg/L)の3割程度で推移している。 <p>(対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滅菌処理のみ。 	

柳区域

水源名	原水	浄水
柳浄水場	<p>(状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・細菌類は検出される。 ・鉛及びその化合物は基準値(0.01mg/L)の2～3割程度検出される場合があり、幾分変動する。 ・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は基準値(10mg/L)の3割程度で推移している。 ・蒸発残留物は基準値(500mg/L)の2～3割程度で推移している。 <p>(対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滅菌処理のみ。 	<p>(状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は基準値(10mg/L)の4～5割程度で推移している。 ・鉛及びその化合物は基準値(0.01mg/L)の1～2割程度で推移している。 ・蒸発残留物は基準値(500mg/L)の3～4割程度で推移している。 <p>(管理上の問題点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素と鉛及びその化合物と蒸発残留物については、経過観察。 ・平成26年度から水源変更。

大久保区域

水源名	原水	浄水
大久保水源	<p>(状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は基準値(10mg/L)の8～9割程度で推移している。 ・蒸発残留物は基準値(500mg/L)の4～5割程度で推移している。 <p>(対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滅菌処理のみ。 	<p>(状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は基準値(10mg/L)の2～6割程度で推移している。 ・蒸発残留物は基準値(500mg/L)の3～4割程度で推移している。 ・色度が幾分変動することがある。 <p>(管理上の問題点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素と蒸発残留物と色度については、経過観察。

西木場区域

水源名	原水	浄水
西木場水源	<p>(状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・細菌類は検出される ・フッ素及びその化合物は他の水源より高めで推移している。 ・鉄及びその化合物、アルミニウム及びその化合物、マンガン及びその化合物が幾分変動する ・蒸発残留物は基準値(500mg/L)の2～3割程度で推移している。 ・色度、濁度が幾分変動する。 <p>(対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滅菌処理とマンガン除去装置を設置。 	<p>(状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は基準値(10mg/L)の1～2割程度で推移している。 ・フッ素及びその化合物は基準値(0.8mg/L)の1～2割程度で推移している。 ・蒸発残留物は基準値(500mg/L)の3～4割程度で推移している。 ・濁度が幾分変動することがある。 <p>(管理上の問題点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素とフッ素及びその化合物と蒸発残留物と濁度については、経過観察。

勝目区域

水源名	原水	浄水
勝目水源	<p>(状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・細菌類は検出される。 ・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は基準値(10mg/L)の2割程度で推移している。 ・フッ素及びその化合物は他の水源より高めで推移している。 ・蒸発残留物は基準値(500mg/L)の2～3割程度で推移している。 <p>(対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滅菌処理のみ。 	<p>(状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は基準値(10mg/L)の1～2割程度で推移している。 ・蒸発残留物は基準値(500mg/L)の2～3割程度で推移している。 <p>(管理上の問題点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素と蒸発残留物については、経過観察。

勝日区域

水源名	原水	浄水
滝元水源	<p>(状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・細菌類は検出される。 ・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は基準値(10mg/L)の2～3割程度で推移している。 ・フッ素及びその化合物は他の水源より高めで推移している。 ・蒸発残留物は基準値(500mg/L)の2～3割程度で推移している。 <p>(対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滅菌処理のみ。 	<p>(状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は基準値(10mg/L)の2～4割程度で推移している。 ・蒸発残留物は基準値(500mg/L)の3割程度で推移している。 <p>(管理上の問題点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素と蒸発残留物については、経過観察。

神殿区域

水源名	原水	浄水
神殿水源	<p>(状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・細菌類は検出される。 ・ヒ素及びその化合物は基準値(0.01mg/L)の1～2割程度で推移している。 ・フッ素及びその化合物は他の水源より高めで推移している。 ・蒸発残留物は基準値(500mg/L)の2～3割程度で推移している。 <p>(対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滅菌処理のみ。 	<p>(状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヒ素及びその化合物は基準値(0.01mg/L)の1～2割程度で推移している。 ・蒸発残留物は基準値(500mg/L)の3割程度で推移している。 <p>(管理上の問題点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヒ素及びその化合物と蒸発残留物については経過観察。

仁之野区域

水源名	原水	浄水
仁之野水源	<p>(状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・細菌類は検出される。 ・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は基準値(10mg/L)の1割程度で推移している。 ・フッ素及びその化合物は他の水源より高めで推移している。 ・アルミニウム及びその化合物は基準値(0.2mg/L)の2割程度検出される場合があり、幾分変動する。 ・蒸発残留物は基準値(500mg/L)の1～2割程度で推移している。 <p>(対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滅菌処理のみ。 	<p>(状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は基準値(10mg/L)の1割程度で推移している。 ・蒸発残留物は基準値(500mg/L)の2割程度で推移している。 ・色度及び濁度が幾分変動することがある。 <p>(管理上の問題点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素と蒸発残留物と色度及び濁度については、経過観察。

瀬戸山区域

水源名	原水	浄水
瀬戸山水源	<p>(状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・細菌類は検出される。 ・アルミニウム及びその化合物は基準値(0.2mg/L)の2～4割程度で推移している。 ・蒸発残留物は基準値(500mg/L)の2割程度で推移している。 ・濁度は幾分変動する。 <p>(対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滅菌処理のみ。 	<p>(状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アルミニウム及びその化合物は基準値(0.2mg/L)の1～4割程度で推移している。 ・鉄及びその化合物は基準値(0.3mg/L)の1/2を上回っている。 ・蒸発残留物は基準値(500mg/L)の2割程度で推移している。 ・色度、濁度が幾分変動する。 <p>(管理上の問題点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アルミニウム及びその化合物と鉄及びその化合物と蒸発残留物と色度と濁度については経過観察。

②知覧地区

北部区域

水源名	原水	浄水
北部水源	<p>(状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・細菌類は検出される。 ・ヒ素及びその化合物、フッ素及びその化合物、鉄及びその化合物、マンガン及びその化合物は他の水源より高めで推移している。 <p>(対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滅菌処理のみ。 	<p>(状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は基準値(10mg/L)の1～2割以下で推移している。 <p>(管理上の問題点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素については、経過観察。

郡区域

水源名	原水	浄水
郡水源	<p>(状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下水のマンガン及びその化合物は基準値(0.05 mg/L)を越えている。湧水は、基準値以下である。 ・フッ素及びその化合物、鉄及びその化合物は他の水源より高めで推移している。 ・蒸発残留物は基準値(500mg/L)の3～4割程度で推移している。 ・地下水の色度、濁度は幾分変動する。 <p>(対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下水のマンガン及びその化合物については、マンガン除去装置を設置済み。 	<p>(状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は基準値(10mg/L)の2割程度で推移している。 <p>(管理上の問題点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素については、経過観察。

厚地区域

水源名	原水	浄水
厚地水源	<p>(状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・細菌類は検出される。 ・フッ素及びその化合物は他の水源より高めで推移している。 ・蒸発残留物は基準値(500mg/L)の2～3割程度で推移している。 <p>(対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滅菌処理のみ。 	<p>(状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は基準値(10mg/L)の1～2割程度で推移している。 ・蒸発残留物は基準値(500mg/L)の2～3割程度で推移している。 <p>(管理上の問題点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素と蒸発残留物については、経過観察。

中部区域

水源名	原水	浄水
中部水源	<p>(状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・湧水の硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は基準値(10mg/L)の6割程度で、地下水は3割程度で推移している。 ・フッ素は他の水源より高めで推移している。 ・湧水の蒸発残留物は基準値(500mg/L)の4～5割程度で推移している。地下水は2～3割程度で推移している。 <p>(対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原水の混合使用。 ・滅菌処理のみ。 	<p>(状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は基準値(10mg/L)の5～7割程度で推移している。 ・蒸発残留物は基準値(500mg/L)の4～5割程度で推移している。 <p>(管理上の問題点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素と蒸発残留物については、経過観察。

中部区域

水源名	原水	浄水
加治佐水源	<p>(状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H31 (R1) 年度ポンプ故障のため使用せず。R2～R7年度水質検査なし。 	<p>(状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は基準値 (10mg/L) の5～7割程度で推移している。 ・蒸発残留物は基準値 (500mg/L) の4～5割程度で推移している。 <p>(管理上の問題点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素と蒸発残留物については、経過観察。 ・平成29年度から水源変更。

南部区域

水源名	原水	浄水
松山水源	<p>(状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・細菌類は検出される。 ・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は基準値 (10mg/L) の2～4割程度で推移している。 ・フッ素は他の水源より高めで推移している。 ・蒸発残留物は基準値 (500mg/L) の2～3割程度で推移している。 <p>(対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滅菌処理のみ。 	<p>(状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は基準値 (10mg/L) の2～4割程度で推移している。 ・蒸発残留物は基準値 (500mg/L) の2～3割程度で推移している。 <p>(管理上の問題点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素と蒸発残留物については、経過観察。
松ヶ浦水源	<p>(状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・細菌類は検出される。 ・湧水の硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は基準値 (10mg/L) を超えている。 ・地下水のマンガン及びその化合物は基準値 (0.05mg/L) を超えている。 ・地下水の蒸発残留物は基準値 (500mg/L) の8～10割程度で推移していたが、R4～7年度は基準値を超過していた。 ・地下水の塩化物イオンは基準値 (200mg/L) の7～10割程度で推移していたが、R7年度は基準値を超過していた。 ・湧水の蒸発残留物は基準値 (500mg/L) の5～6割程度で推移している。 ・地下水のフッ素及びその化合物、ホウ素及びその化合物は他の水源より高めで推移している。 ・地下水の色度は幾分変動する。 <p>(対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下水源には、マンガン除去装置を設置。 ・原水の混合使用。 	<p>(状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は基準値 (10mg/L) の1～9割の範囲で推移している。 ・ナトリウム及びその化合物は基準値 (200mg/L) の2～3割程度で推移している。 ・蒸発残留物は基準値 (500mg/L) の6～10割の範囲で推移している。 <p>(管理上の問題点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素とナトリウム及びその化合物と蒸発残留物については、経過観察。

永里区域

水源名	原水	浄水
永里水源	<p>(状況)</p> <p>硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は基準値 (10mg/L) 程度の2割程度で推移している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フッ素及びその化合物は他の水源より高めで推移している。 ・濁度は幾分変動する。 <p>(対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滅菌処理のみ。 	<p>(状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は基準値 (10mg/L) の1～2割程度で推移している。 ・濁度が幾分変動することがある。 <p>(管理上の問題点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素と濁度については、経過観察。

③ 穎娃地区

松永区域		
水源名	原水	浄水
松永水源	<p>(状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は基準値(10mg/L)の8~10割程度で推移している。 フッ素及びその化合物は基準値(0.8mg/L)の1~2割程度で推移している。 蒸発残留物は基準値(500mg/L)の5割程度で推移している。 <p>(対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成20年度にマンガン除去装置を設置 滅菌処理。 	<p>(状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は基準値(10mg/L)の7~10割の範囲で推移している。 鉄及びその化合物は基準値(0.3mg/L)の2割程度検出したことがある。 銅及びその化合物は基準値(1.0mg/L)の2割程度検出したことがある。 蒸発残留物は基準値(500mg/L)の4~5割程度で推移している。 色度、濁度が幾分変動することがある。 <p>(管理上の問題点)</p> <ul style="list-style-type: none"> 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素と鉄及びその化合物と銅及びその化合物と蒸発残留物と色度と濁度については、経過観察。 平成26年度から水源変更。

御領区域

水源名	原水	浄水
御領水源	<p>(状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> R3年度末より使用せず。 R4~R7年度は水質検査なし 	<p>(状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は基準値(10mg/L)の5~6割程度で推移している。 蒸発残留物は基準値(500mg/L)の4割程度で推移している。 <p>(管理上の問題点)</p> <ul style="list-style-type: none"> 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素と蒸発残留物と濁度については、経過観察。

中央区域

水源名	原水	浄水
中央水源	<p>(状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 細菌類は検出される。 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は基準値(10mg/L)の5~6割程度で推移している。 フッ素及びその化合物は他の水源より高めで推移している 蒸発残留物は基準値(500mg/L)の4~5割程度で推移している。 <p>(対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 滅菌処理のみ 	<p>(状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は基準値(10mg/L)の5~6割程度で推移している。 蒸発残留物は基準値(500mg/L)の4割程度で推移している。 <p>(管理上の問題点)</p> <ul style="list-style-type: none"> 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素と蒸発残留物については、経過観察。

西部区域

水 源 名	原 水	浄 水
西部水源	<p>(状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・細菌類は検出される ・ヒ素及びその化合物は基準値 (0.01mg/L) の2割程度で推移している。 ・フッ素及びその化合物は基準値 (0.8mg/L) の1～3割程度で推移している。 ・蒸発残留物は基準値 (500mg/L) の4割程度で推移している。 <p>(対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滅菌処理のみ。 	<p>(状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヒ素及びその化合物は基準値 (0.01mg/L) の2割程度で推移している。 ・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は基準値 (10mg/L) の1割以下で推移している。 ・フッ素及びその化合物は基準値 (0.8mg/L) の1～3割程度で推移している。 ・ナトリウム及びその化合物は基準値 (200mg/L) の1～2割程度で推移している。 ・蒸発残留物は基準値 (500mg/L) の3～4割程度で推移している。 <p>(管理上の問題点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヒ素及びその化合物と硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素とフッ素及びその化合物とナトリウム及びその化合物と蒸発残留物については、経過観察。

石垣区域

水 源 名	原 水	浄 水
石垣水源	<p>(状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は基準値 (10mg/L) の3～5割程度で推移している。 ・蒸発残留物は基準値 (500mg/L) の4～5割程度で推移している。 ・色度は幾分変動することがある。 <p>(対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滅菌処理のみ。 	<p>(状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は基準値 (10mg/L) の3～7割程度で推移している。 ・ナトリウム及びその化合物は基準値 (200mg/L) の1割程度で推移している。 ・蒸発残留物は基準値 (500mg/L) の4割程度で推移している。 <p>(管理上の問題点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素とナトリウム及びその化合物と蒸発残留物については、経過観察。

青戸区域

水 源 名	原 水	浄 水
青戸水源	<p>(状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1水源の硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は基準値 (10mg/L) の6～7割程度で推移している。 ・第2水源の硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は5～7割程度で推移している。 ・蒸発残留物は基準値 (500mg/L) の3～4割程度で推移している。 <p>(対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原水の混合使用。 ・滅菌処理のみ。 	<p>(状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は基準値 (10mg/L) の6～9割の範囲で推移している。 ・蒸発残留物は基準値 (500mg/L) の3～4割程度で推移している。 ・色度は幾分変動することがある。 <p>(管理上の問題点)</p> <p>硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素と蒸発残留物と色度については、経過観察しながら代替水源の検討も必要。</p>

足貝区域

水源名	原水	浄水
足貝水源	<p>(状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は基準値（10mg/L）の2～3割程度で推移している。 蒸発残留物は基準値（500mg/L）の2～3割程度で推移している。 <p>(対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 滅菌処理のみ。 	<p>(状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は基準値（10mg/L）の2～4割程度で推移している。 鉄及びその化合物は基準値（0.3mg/L）の2割程度で検出で検出したことがある。 色度は幾分変動することがある。 <p>(管理上の問題点)</p> <ul style="list-style-type: none"> 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素と鉄及びその化合物と色度については、経過観察。

長崎区域

水源名	原水	浄水
長崎水源	<p>(状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ヒ素及びその化合物は基準値（0.01mg/L）の1～2割程度で推移している。 フッ素及びその化合物は基準値（0.8mg/L）の2～4割程度で推移している。 蒸発残留物は基準値（500mg/L）の4割程度で推移している。 <p>(対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 滅菌処理のみ。 	<p>(状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は基準値（10mg/L）の2～3割程度で推移している。 フッ素及びその化合物は基準値（0.8mg/L）の2～3割程度で推移している。 ナトリウム及びその化合物は基準値（200mg/L）の1～2割程度で推移している。 蒸発残留物は基準値（500mg/L）の4割程度で推移している。 <p>(管理上の問題点)</p> <ul style="list-style-type: none"> 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素とフッ素及びその化合物とナトリウム及びその化合物と蒸発残留物については、経過観察。

只角区域

水源名	原水	浄水
只角水源	<p>(状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は基準値（10mg/L）の3～4割程度で推移している。 フッ素及びその化合物は他の水源より高めで推移している。 蒸発残留物は基準値（500mg/L）の2～3割程度で推移している。 <p>(対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 滅菌処理のみ。 	<p>(状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は基準値（10mg/L）の2～4割程度である。 蒸発残留物は基準値（500mg/L）の2～3割程度で推移している。 <p>(管理上の問題点)</p> <ul style="list-style-type: none"> 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素と蒸発残留物については、経過観察。

谷場区域

水源名	原水	浄水
谷場水源	<p>(状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は基準値(10mg/L)の3割程度で推移している。 蒸発残留物は基準値(500mg/L)の2割程度で推移している。 <p>(対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 滅菌処理のみ。 	<p>(状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は基準値(10mg/L)の2~4割程度で推移している。 蒸発残留物は基準値(500mg/L)の2割程度で推移している。 <p>(管理上の問題点)</p> <ul style="list-style-type: none"> 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素と蒸発残留物については、経過観察。
嶽水源	<p>(状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は基準値(10mg/L)の4~6割程度で推移している。 フッ素及びその化合物は他の水源より高めで推移している。 蒸発残留物は基準値(500mg/L)の4~5割程度で推移している。 <p>(対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 滅菌処理のみ。 	<p>(状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は基準値(10mg/L)の3~6割程度で推移している。 蒸発残留物は基準値(500mg/L)の4~5割程度で推移している。 <p>(管理上の問題点)</p> <ul style="list-style-type: none"> 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素と蒸発残留物については、経過観察。

栗ヶ窪区域

水源名	原水	浄水
栗ヶ窪水源	<p>(状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ヒ素及びその化合物とフッ素及びその化合物は他の水源より高めで推移している。 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は基準値(10mg/L)の1~2割程度で推移している。 蒸発残留物は基準値(500mg/L)の2~3割程度で推移している。 <p>(対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 滅菌処理のみ。 	<p>(状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は基準値(10mg/L)の1~4割程度で推移している。 蒸発残留物は基準値(500mg/L)の2~3割程度で推移している。 <p>(管理上の問題点)</p> <ul style="list-style-type: none"> 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素と蒸発残留物については、経過観察。

ヲヤシ平区域

水源名	原水	浄水
ヲヤシ平水源	<p>(状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ヒ素及びその化合物は基準値(0.01mg/L)の3~4割程度で推移している。 フッ素及びその化合物は他の水源より高めで推移している。 蒸発残留物は基準値(500mg/L)の3~4割程度で推移している。 <p>(対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 滅菌処理のみ。 	<p>(状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ヒ素及びその化合物は基準値(0.01mg/L)の3割程度で推移している。 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は基準値(10mg/L)の1割程度で推移している。 蒸発残留物は基準値(500mg/L)の3~4割程度で推移している。 <p>(管理上の問題点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ヒ素及びその化合物と硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素と蒸発残留物については、経過観察。

新牧区域

水源名	原水	浄水
新牧水源	<p>(状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は基準値(10mg/L)の1割以下で推移している。 蒸発残留物は基準値(500mg/L)の2割以下で推移している。 <p>(対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 滅菌処理のみ。 	<p>(状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 鉛及びその化合物は基準値(0.01mg/L)の1~2割程度で推移している。 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は基準値(10mg/L)の1割以下で推移している。 <p>(管理上の問題点)</p> <ul style="list-style-type: none"> 鉛及びその化合物と硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素については、経過観察。

熊ヶ谷区域

水源名	原水	浄水
熊ヶ谷水源	<p>(状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は基準値(10mg/L)の2~5割程度で推移している。 蒸発残留物は基準値(500mg/L)の2~3割程度で推移している。 <p>(対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 滅菌処理のみ。 	<p>(状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は基準値(10mg/L)の2~6割程度で推移している。 蒸発残留物は基準値(500mg/L)の2~3割程度で推移している。 濁度は幾分変動することがある。 <p>(管理上の問題点)</p> <ul style="list-style-type: none"> 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素と蒸発残留物と濁度については、経過観察。 H29年度から水源変更。

曲谷区域

水源名	原水	浄水
曲谷水源	<p>(状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は基準値(10mg/L)の3~4割程度で推移している。 フッ素及びその化合物は他の水源より高めで推移している。 蒸発残留物は基準値(500mg/L以下)の1~2割程度で推移している。 <p>(対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 滅菌処理のみ。 	<p>(状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は基準値(10mg/L)の3~9割の範囲で推移している。 フッ素及びその化合物は基準値(0.8mg/L)の2割程度検出したことがある。 アルミニウム及びその化合物(0.2mg/L)とマンガン及びその化合物(0.05mg/L)は基準値の3割程度検出したことがある。 鉄及びその化合物(0.3mg/L)は基準値の4割程度検出したことがある。 色度は幾分変動することがある。 <p>(管理上の問題点)</p> <ul style="list-style-type: none"> 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素とフッ素及びその化合物とアルミニウム及びその化合物とマンガン及びその化合物と鉄及びその化合物と色度については、経過観察。

5 採取地点, 検査項目, 検査頻度及びその理由

(1) 水質検査項目, 採水地点及び採水頻度

① 毎日検査 (浄水)

色, 濁り及び残留塩素の測定を浄水場給水区域ごとに測定し, 記録に残す。

② 概ね1月に1回以上行う検査 (毎月検査) 10項目

毎月1回, 一般細菌, 大腸菌, 塩化物イオン, 有機物(TOC), pH値, 味, 臭気, 色度及び濁度の9項目 (省略不可項目) 及び水源地周辺の土地利用状況を勘案し, 過剰な施肥によりその濃度が上昇する可能性のある硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素を加えた10項目の検査を行う。

③ 全項目検査 (浄水)

概ね3月に1回以上検査を行う必要のある項目のうち, 省略不可項目 (22項目) と, 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素, 亜硝酸態窒素を加えた計24項目の検査を3ヶ月ごとに行う。

定量下限値が基準値の1/10を確保できない項目 (非イオン界面活性剤) は1年に1回の検査頻度とする。なお, 基準値の1/10以下である項目 (カドミウム及びその化合物, 水銀及びその化合物, セレン及びその化合物, 六価クロム化合物, ホウ素及びその化合物, 四塩化炭素, 1, 4-ジオキサン, シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン, ジクロロメタン, テトラクロロエチレン, トリクロロエチレン, ベンゼン, 陰イオン界面活性剤, フェノール類), 水源が地下水につき省略することができるジェオスミン, 2-メチルイソボルネオールは3年に1回の検査頻度とする。

ヒ素及びその化合物, フッ素及びその化合物, ナトリウム及びその化合物, カルシウム, マグネシウム等(硬度), 蒸発残留物などは地質に由来すると思われ, これまで変動が少なく, 且つ, 基準値の1/2は超過していないものの近似している項目は年に1回の検査頻度とする。また, 鉄及びその化合物, マンガン及びその化合物などは地質に由来し, 鉛及びその化合物, 亜鉛及びその化合物, アルミニウム及びその化合物, 銅及びその化合物などは材料等に由来すると思われ, 基準値の1/5を超過した項目は従来通り年に4回検査, 基準値の1/5を下回ったものは年に1回検査, 基準値の1/10を下回ったものは3年に1回の検査頻度とする。

なお, 3年に1回は省略した項目を加えた全項目検査 (全52項目) を実施する。

その他の検査として, クリプトスポリジウム指標菌検査 (大腸菌・嫌気性芽胞菌) を各水源において3ヶ月ごとに行う。 (「水道水質検査計画」参照)

④ 原水検査

各水源地の原水検査は39項目及びPFOS及びPFOAとし, 年1回行う。

⑤ 水質管理目標設定項目

水質管理目標設定項目のうち農薬類に関しては, 主要作物への散布時期に毒性や蓄積性を考慮して選定し, 検査を実施するものとする。

⑥ 採水地点一覧

【川辺地区】

施設名		浄水水質検査採水地点		原水水質検査採水地点	
		採水地点名	所在地	採水地点名	所在地
南九州市 上水道事業	清水配水池系	古殿共同納骨堂	古殿	清水岩屋水源地	清水
				清水水元水源地	清水
	高田配水池系	高田地区公民館	高田	高田水源地	高田
				六丁水源地	六丁
	柳配水池系	柳公民館	柳	柳水源地	柳
	大久保配水池系	小河路共同納骨堂	大久保	大久保水源地	大久保
	西木場配水池系	西木場消防車庫	西木場	西木場第1水源地	西木場
				西木場第2水源地	
	勝目配水池系	大丸分団消防拠点施設	上山田	勝目第1水源地	上山田
				勝目第2水源地	
滝元配水池系	下之口自治公民館	中山田	滝元水源地	中山田	
神殿配水池系	大田尾公民館	神殿	神殿第1水源地	神殿	
			神殿第2水源地		
仁之野配水池系	市之原墓地	仁之野	仁之野第1水源地	仁之野	
			仁之野第2水源地		
瀬戸山配水池系	瀬戸山自治会	瀬戸山	瀬戸山水源地	瀬戸山	

【知覧地区】

施設名		浄水水質検査採水地点		原水水質検査採水地点		
		採水地点名	所在地	採水地点名	所在地	
南九州市 上水道事業	北部配水池系	手蓑マザーパーク	手蓑	北部第1水源地	池之河内	
				北部第2水源地(予備)	池之河内	
	郡配水池系	南九州市役所	上郡	郡第1水源地	郡	
				郡第2水源地	郡	
	厚地配水池系	厚地研修館	厚地	厚地水源地	厚地	
	中部	中部配水池系	霜出小学校	霜出	中部第1水源地	下郡
					中部第2水源地	下郡
		加治佐配水池系	加治佐自治公民館	加治佐	中部(加治佐)水源地	加治佐
	南部	松山・上塚配水池系	松山小学校	松山	共親第2水源地	共親
					共親第3水源地	共親
共親第4水源地					共親	
	松ヶ浦配水池系	マザーパーク	松ヶ浦	中渡瀬第1水源地	中渡瀬	
中渡瀬第2水源地				中渡瀬		
永里配水池系	中福良小学校	中福良	永里水源地	横井場		

【穎娃地区】

施設名		浄水水質検査採水地点		原水水質検査採水地点		
		採水地点名	所在地	採水地点名	所在地	
南 九 州 市 上 水 道 事 業	松永配水池系	松永納骨堂	松永	松永水源地	耳原	
	御領配水池系	御領分団消防車庫	御領	御領水源地	鶴田	
	中央配水池系	中村公民館	中村	中央第1水源地	水之元	
				中央第2水源地(予備)	水之元	
				中央第3水源地	水之元	
	西部配水池系	別府小学校	別府	西部水源地	大川	
				大川水源地(予備)	大川	
	石垣配水池系	次下納骨堂	次下	石垣第1水源地	吉崎	
				石垣第2水源地(予備)	鶴成	
	青戸配水池系	青戸小学校	青戸	青戸第1水源地	折尾	
				青戸第2水源地	青戸	
	足貝配水池系	上淵墓地	上淵別府	足貝水源地	只角	
	長崎配水池系	長崎墓地	長崎	長崎水源地	長崎	
	只角配水池系	只角公民館	只角	只角水源地	只角	
	谷場	谷場配水池系	谷場墓地	谷場	谷場水源地	谷場
		嶽配水池系	楳山墓地	楳山	嶽第1水源地	楳山
	栗ヶ窪配水池系	栗ヶ窪小学校	栗ヶ窪	嶽第2水源地(予備)	楳山	
栗ヶ窪第1水源地				栗ヶ窪		
栗ヶ窪第2水源地	栗ヶ窪					
ヲヤシ平配水池系	浦芝原墓地	浦芝原	ヲヤシ平水源地	浦芝原		
新牧配水池系	新牧公民館	新牧	新牧水源地	新牧		
熊ヶ谷配水池系	熊ヶ谷墓地	熊ヶ谷	熊ヶ谷水源地	熊ヶ谷		
曲谷配水池系	下野板金塗装	曲谷	曲谷水源地	曲谷		

(2) 水質検査省略項目とその理由

水質検査については、過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下であること、地下水であってその存在が極めて考えにくいこと、又は、検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、且つ、原水ならびに水源及びその周辺の状況を勘案して、その一部の検査を省略することとした。

省 略 項 目	省 略 理 由
カドミウム及びその化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、六価クロム化合物、ホウ素及びその化合物、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、陰イオン界面活性剤、フェノール類	基準値の1/10以下である。
ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール	地下水につきその存在が極めて考えにくい。
ヒ素及びその化合物、フッ素及びその化合物、ナトリウム及びその化合物、カルシウム、マグネシウム等(硬度)、蒸発残留物	地質に由来し、これまで変動が少なく、且つ、基準値の1/2を超えたことがない。

新水道法における検査の回数、検査の省略の可否の判断基準

- 1 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の10分の1以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができることとする。
- 2 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略できることとする。
- 3 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況並びに薬品等及び資機材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略できることとする。

6 水質検査方法

毎日検査（3項目）は自主検査するが、それ以外の定期水質検査及び臨時の水質検査は全て厚生労働省から認定され、水質異常が発生した際、敏速に対応可能な信頼できる県内の水質検査登録機関に委託する。

また、水質検査の方法は、水質基準に関する省令に定める方法とする。

7 臨時の水質検査

臨時の水質検査は、次のような場合に行う。

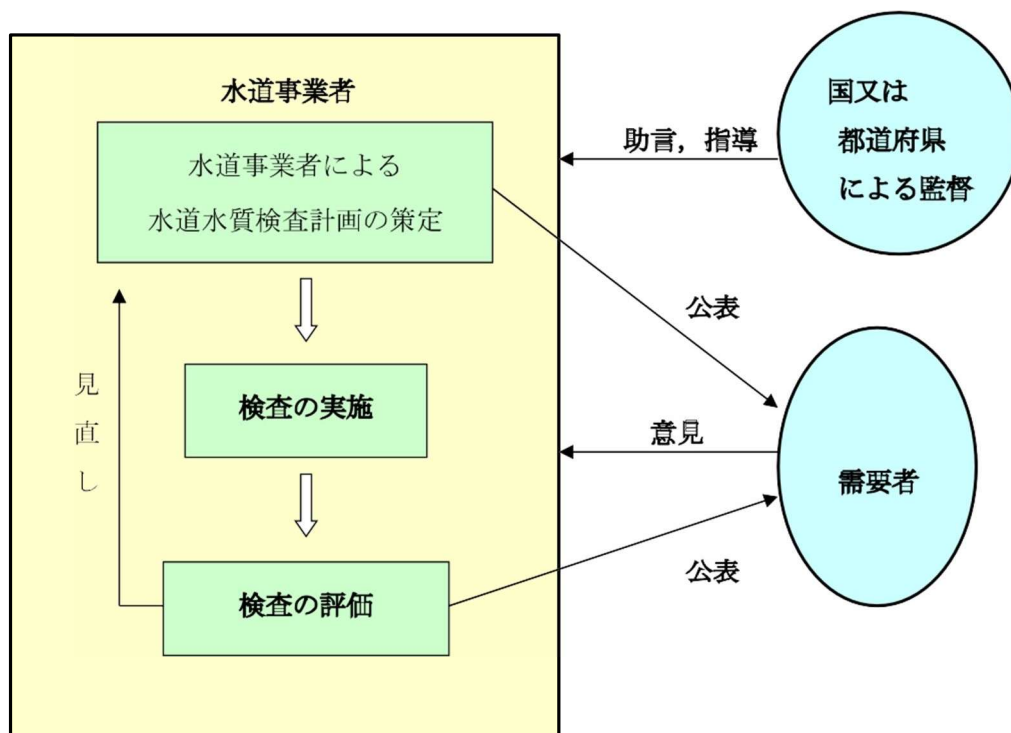
- | | |
|---|--------------------------------------|
| イ | 水源の水質が著しく悪化したとき |
| ロ | 水源に異常があったとき |
| ハ | 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき |
| ニ | 浄水過程に異常があったとき |
| ホ | 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき |
| ヘ | その他特に必要があると認められるとき |

8 水質検査の自己／委託の区分

水道水質の検査については、水道法に基づき適正かつ正確に検査が実施でき、水質異常が発生した際、敏速に対応できる精度の高い検査実績を保つ県内の登録水質検査機関に委託する。

9 水質検査計画及び結果公表の方法

水質検査計画書は、常時閲覧可能な状態で保管し水道課内で管理する。また、検査結果は市広報紙その他に掲載して情報を共有化するとともに、計画に対する貴重な意見要望に対しては、内容を十分検討し、次年度の計画に反映させることとする。



水質検査計画の概要

10 その他の留意事項

- (1) 水質検査結果の評価に関する事項
水質検査を水質基準と対比し、経年的な推移等からそれぞれの水源の状況を評価する。
- (2) 水質検査計画の見直しに関する事項
蓄積された検査結果をもとに、毎年度、基準項目や検査頻度の見直しを行う。
また、計画の運用に当たっては、不具合のあった個所や住民の方々からの貴重な意見要望等を参考とする。
- (3) 水質検査の精度と信頼性保証に関する事項
水質検査は、その精度と信頼性が極めて重要であることから、委託に当たっては、水質検査機関が行う公的な外部精度管理調査（クロスチェック）の結果の表示を求め、検査結果の精度と信頼性保証の確認を行う。
- (4) 関係者との連絡に関する事項
水質検査の結果、水質が基準を満足しないなど異常が判明した場合、直ちに給水を停止し、給水区域の住民には広報車、防災無線などにより広報を流すとともに早急な復旧を行う。
その後、保健所及び県生活衛生課に連絡するとともに、水質検査機関と連携しながら状況を把握する。また、結果は速やかに保健所等に報告し、必要に応じ、近隣市にも連絡する。

クリプトスポリジウム指標菌検査

検査計画

	事業名	水源名	種別	レベル ^{※1}	原水検査項目	検査/年 ^{※2}
南 九 州 市 上 水 道	清水	清水岩屋水源地	深井戸	レベル1	指標菌	4回
	清水	清水水元水源地	湧水	レベル2	指標菌	4回
	高田	高田水源地	深井戸	レベル1	指標菌	4回
	高田	六丁水源地	深井戸	レベル1	指標菌	4回
	柳	柳水源地	深井戸	レベル1	指標菌	4回
	大久保	大久保水源地	深井戸	レベル1	指標菌	4回
	西木場	西木場第1水源地	深井戸・湧水	レベル1	指標菌	4回
	西木場	西木場第2水源地	湧水	レベル2	指標菌	4回
	勝目	勝目第1水源地	深井戸	レベル1	指標菌	4回
	勝目	勝目第2水源地	深井戸	レベル1	指標菌	4回
	勝目	滝元水源地	浅井戸	レベル2	指標菌	4回
	神殿	神殿第1水源地	深井戸	レベル1	指標菌	4回
	神殿	神殿第2水源地	深井戸	レベル1	指標菌	4回
	仁之野	仁之野第1水源地	深井戸	レベル1	指標菌	4回
	仁之野	仁之野第2水源地	深井戸	レベル1	指標菌	4回
	瀬戸山	瀬戸山水源地	湧水	レベル2	指標菌	4回
	北部	北部第1水源地	湧水	レベル2	指標菌	4回
	北部	北部第2水源地(予備)	深井戸	レベル1	指標菌	4回
	郡	郡第1水源地	湧水	レベル2	指標菌	4回
	郡	郡第2水源地	深井戸	レベル1	指標菌	4回
	厚地	厚地水源地	深井戸	レベル1	指標菌	4回
	中部	中部第1水源地	湧水	レベル2	指標菌	4回
	中部	中部第2水源地	深井戸	レベル1	指標菌	4回
	中部(加治佐)	中部(加治佐)水源地	深井戸	レベル1	指標菌	4回
	南部(松山)	共親第2水源地	深井戸	レベル1	指標菌	4回
	南部(松山)	共親第3水源地	深井戸	レベル1	指標菌	4回
	南部(松山)	共親第4水源地	深井戸	レベル1	指標菌	4回
	南部(松ヶ浦)	中渡瀬第1水源地	深井戸	レベル1	指標菌	4回
	南部(松ヶ浦)	中渡瀬第2水源地	湧水	レベル2	指標菌	4回
	永里	永里水源地	深井戸	レベル1	指標菌	4回
	松永	松永水源地	深井戸	レベル1	指標菌	4回
	御領	御領水源地	湧水	レベル2	指標菌	4回
	中央	中央第1水源地	深井戸	レベル1	指標菌	4回
	中央	中央第2水源地(予備)	深井戸	レベル1	指標菌	4回
中央	中央第3水源地	深井戸	レベル1	指標菌	4回	
西部	西部水源地	深井戸	レベル1	指標菌	4回	

事業名	水源名	種別	レベル ^{※1}	原水検査項目	検査/年 ^{※2}	
南 九 州 市 上 水 道	西部	大川水源地（予備）	深井戸	レベル1	指標菌	4回
	石垣	石垣第1水源地	深井戸	レベル1	指標菌	4回
	石垣	石垣第2水源地（予備）	湧水	レベル2	指標菌	4回
	青戸	青戸第1水源地	深井戸	レベル1	指標菌	4回
	青戸	青戸第2水源地	深井戸	レベル1	指標菌	4回
	足貝	足貝水源地	深井戸	レベル1	指標菌	4回
	長崎	長崎水源地	深井戸	レベル1	指標菌	4回
	只角	只角水源地	深井戸	レベル1	指標菌	4回
	谷場	谷場水源地	深井戸	レベル1	指標菌	4回
	谷場	嶽第1水源	深井戸	レベル1	指標菌	4回
	谷場	嶽第2水源（予備）	深井戸	レベル1	指標菌	4回
	栗ヶ窪	栗ヶ窪第1水源地	深井戸	レベル1	指標菌	4回
	栗ヶ窪	栗ヶ窪第2水源地	深井戸	レベル1	指標菌	4回
	ヲヤシ平	ヲヤシ平水源地	深井戸	レベル1	指標菌	4回
	新牧	新牧水源地	深井戸	レベル1	指標菌	4回
	熊ヶ谷	熊ヶ谷水源地	深井戸	レベル1	指標菌	4回
	曲谷	曲谷水源地	深井戸	レベル1	指標菌	4回

注）本市では安全確保に努めるために、レベル1の水源についてもレベル2の検査にレベルアップして実施します。

※1：レベルについて（汚染のおそれの判断）

レベル	指標菌	水源種別	汚染のおそれ
レベル4	検出	表流水（河川水、湖沼水、ダム水）	汚染のおそれが高い
レベル3		地下水（伏流水、湧水、浅井戸、深井戸）	汚染のおそれがある
レベル2	不検出	被圧地下水以外	当面、汚染の可能性が低い
レベル1		被圧地下水のみ（主に深井戸）	汚染の可能性が低い

指標菌とは、大腸菌、嫌気性芽胞菌のことをいい、いずれかの指標菌が検出された場合を「検出」とします。

※2：原水の検査について・・・汚染のレベル及び施設の整備状況に応じて、下記の頻度で検査を実施します。

レベル	施設整備	検査項目	検査頻度
レベル4	整備済み	クリプトスポリジウム等検査	1回以上/年
		指標菌検査	1回以上/年
レベル3	施設整備	クリプトスポリジウム等検査	1回以上/3ヶ月
		指標菌検査	1回以上/1ヶ月
レベル2	—	指標菌検査	1回以上/3ヶ月
レベル1	—	原水39項目検査	1回/年
		井戸内部の撮影	1回/3年